柴胡が原霊園

利用のしおり~ご使用の方へ~

■ 焼骨の埋蔵について~埋蔵をする際の注意~

- 1. 埋蔵予定の7日前までに、「焼骨等埋蔵等届」を峰山霊園管理事務所に提出してください。(墓 所使用許可証と死体(胎)埋火葬許可証が必要です。)
- 2. 埋蔵するときは、「墓所使用許可証」に追加事項の加筆をしますので、必ず焼骨等埋蔵等届を 提出してください。
- 3. 公募により当選された方は、許可日より1年以内に埋蔵しなければなりません。 ※墓碑等の設置は義務づけられているものではありません。

■ 墓碑等設置工事について

1. 施工上の注意

- (1) 墓碑等設置工事費用は、使用者の負担です。
- (2) 当霊園の「指定工事店」はありません。また、市(管理事務所を含む)では、工事店の選択等 についてのご相談に応じることはできません。
- (3) 「墳墓等設置基準」により施工してください。
- (4) お盆、お彼岸の期間中には、工事できません。
- (5) 墓石等の搬入、据付け作業を行う際には、霊園内の施設、設備、通路、周辺の墓所や参拝者 に十分注意してください。
- (6) 工事の際、水道使用は許可しますが、工事残廃水はお持ち帰りください。
- (7) 霊園内では工事で使用する資器材(セメントや土のついたシャベル等)は洗わないでくださ い。
- (8)工事完了後は、すみやかに残土・残材を霊園から搬出・処理し、現場を汚さないでください。
- (9) 作業終了後は、必ず清掃してください。
- (10) 峰山霊園管理事務所の指示に従って施工を行ってください。

2. 墓碑等の設置手続き

- (1) 工事着手日の7日前までに「墳墓等設置工事承認申請書」を峰山霊園管理事務所に提出し、承 認を受けてください。
 - ※添付書類 設計図2部(平面図・正面図・側面図、縮尺1/15又は1/20) 施工内容仕様書、現況写真、墓所使用許可証の写し
- (2) 工事完了後7日以内に「墳墓等設置工事完了届」を峰山霊園管理事務所に提出し、墳墓等設置 基準適合の検査を受けてください。
 - ※「適合の検査」は、設置できる墓所の設備の種類及び基準寸法に適合しているかどうか検査 するもので、「墓碑等の工事」の適否を検査するものではありません。

■ 普通墓所設置基準等の取扱いについて

- 1. 囲障(外柵)の寸法について
 - (1)間口寸法 隣地(左右)との境界線から必ず1cm以上離してください。
 - (2) 奥行寸法 隣地(後方)との境界線から必ず 1 cm以上離してください。
- 2. 塔婆立て、墓誌、灯ろうの設置について
 - 囲障(外柵)に組み込むこともできます。また、別に設置することもできます。
- 3. 門、小柱、名刺入れ、名刺受けの取扱いについて
 - 囲障(外柵)に組み込まれていれば、囲障(外柵)と見なし、その設置基準に従ってください。

■ 墳墓等の設置基準

	区 分	設 置 基	準
設置できる墳墓等の種類		墓碑、納骨施設(カロート)、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌、塔婆立て、花立て、灯ろう、植栽、囲障及び盛土とする(納骨施設は、1 基までとする)。	
墓石等の規格	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌、塔婆立て、花立 て及び灯ろう	墓所面積	縁石下方部の天端(以下「天端」という。)からの高さ
		3. 3平方メートル以下のもの	200センチメートル以内
		3.3平方メートルを超え9.9平方 メートル以下のもの	220センチメートル以内
		9.9平方メートルを超え16.5平 方メートル以下のもの	240センチメートル以内
		16.5平方メートルを超えるもの	260センチメートル以内
	植栽	高さは、天端から170センチメートル以内とする。	
	囲障	高さは、天端から80センチメートル以内とし、石材、コンクリートその他これらに類する材料を用いること。	
	盛土	高さは、天端から50センチメートル以内とし、土留は石材、コンクリートその他これらに類する材料を用い、崩壊しないように施工すること。	
墓碑への表示		墓碑に家名を表示する場合は、墓所使月 姓に限る。	用者又は埋蔵されている者の

- ※墓所の区画面積に応じて、墳墓等の高さが異なりますのでご注意ください。
- ※既に設置されている墳墓等の新設・改修される場合も、上記設置基準が適用されます。

■ 注意事項

〇墓所使用料について

墓所使用料は、使用許可時に一括で納付していただきます(既納の使用料は、返還いたしません)。

- 〇管理料の納付について(※毎年4月1日時点で墓所をご使用されている場合、年間管理料が発生します。) 管理料は、一括で納付していただきます。(既納の管理料は、還付いたしません。) 口座振替又は相模原市から送付する納入通知書により指定された金融機関で納付してください。
 - ※毎年4月1日の時点で、使用者が市外に居住している場合の管理料は、5割増しとなります。
- 〇次の事由に該当すると使用許可が取り消される場合があります。

(使用許可が取り消された場合は、直ちに当該墓所を原状に回復し、市に返還していただきます。)

- ・不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき。
- ・墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき。
- ・墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
- ・墓所を焼骨、遺髪、遺品の埋蔵の目的以外に使用したとき。
- ・市長の承認を受けずに墳墓その他の設備を設置したとき。
- ・公募により申し込んだ墓所使用者が、墓所の使用許可を受けた日から起算して 1 年以内に該当 する焼骨を埋蔵しないとき。
- ・墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- ・霊園の管理上必要な措置命令に従わなかったとき。
- ・管理料を3年間納付しないとき。
- 〇墓所使用権は、墓所使用者が死亡した日から5年又は墓所使用者が所在不明となった後5年を 経過し、かつ、承継する者がいないときは消滅します。
- 〇市営霊園の出入りは自由です。墓所内の諸設備の盗難、紛失、破損等の事故が生じても、市は 管理上の責任は負いません。

■ ご使用中の墓所の管理について

1. 使用区画内の管理について

使用許可を受けた区画内の管理は、使用者が責任を持って維持管理していただくことになっております。特に樹木の手入れ、雑草の繁茂する時期の除草については御協力をお願いします。 (ゴミはお持ち帰りください。ただし、樹木管理、除草により発生した枝や草は、所定の場所に置いてください。)

2. 塔婆の取扱いについて

塔婆については、使用者が霊園内の塔婆置場に片付けてください。

■ 承認申請、届出について

事項		窓口
墓碑等の設置工事又は	〇墳墓等設置工事承認申請書【工事着手日の7日前まで】	峰
	設計図面添付、墓所使用許可証、施工内容仕様書、現況写真	Щ
改造をするとき	〇墳墓等設置工事完了届【工事完了後7日以内】	霊
	〇焼骨等埋蔵等届【納骨予定日の7日前まで】	園
焼骨等を埋蔵するとき	墓所使用許可証、死体(胎)埋火葬許可証	管理
	※改葬の場合→改葬許可証、分骨の場合→埋蔵証明書	事
	〇焼骨等埋蔵等届【改葬(分骨)予定日の7日前まで】	務
	墓所使用許可証、改葬許可証 ※分骨の場合→埋蔵証明書	所
焼骨を他の墓地に改葬	〇埋蔵証明書交付申請書 墓所使用許可証	
(分骨)するとき	(埋蔵証明書交付手数料300円)	
	※改葬許可証交付窓口→各区役所区民課・まちづくりセンター・出張所	
使用者の氏名、住所、	○墓所使用許可証記載事項変更届墓所使用許可証、住所変更の場合→住民票、氏名・本籍変更の場合→戸籍謄本等	
本籍を変更したとき		
	〇墓所使用権承継届 (使用許可証交付手数料300円)	<u>+</u>
墓所使用者が死亡した	墓所使用許可証、住民票、誓約書、戸籍謄本等、祭祀主宰を	市役
とき(承継するとき)	・(承継するとき) 証明する書類、印鑑登録証明書など	
	※使用権承継に必要となる書類は個々の事情により異なるため、事前に	所 公
	公園課へお問い合わせください。	園
	〇墓所返還届 墓所使用許可証	課
	※使用済墓所の場合は峰山霊園管理事務所あてに次の届出も必要	
墓所を返還するとき	○焼骨等埋蔵等届 —遺骨改葬持出(要改葬許可証)	
	〇墳墓等設置工事承認申請書	
	—墓所撤去後、 墳墓等設置工事完了届	
墓所使用許可証の	〇墓所使用許可証再交付申請書	
再交付(き損、紛失等)	住民票(使用許可証交付手数料300円)	

く柴胡が原霊園>

所在地 相模原市中央区南橋本3丁目6番 交 通 JR 相模線南橋本駅から徒歩5分

- ※柴胡が原霊園内には、管理事務所は ありません。
- ※埋蔵等や墓碑設置工事等の窓口は、 峰山霊園管理事務所となります。



く峰山霊園管理事務所>

所在地 相模原市南区磯部 4 5 7 3 番地 2 電 話 042-777-0487/FAX 042-777-0489 開園時間 8 時 30 分~17 時 (年中無休) 【バ ス】

- · (相 27) JR 相模原駅南口発(北里大学経由 相武台前駅行)若草小学校前下車 徒歩 20 分
- ・(小 11) 小田急線小田急相模原駅発(相武台 グリーンパーク行)相模原青陵高校前下車 徒歩 20 分
- · (台 13) 小田急線相武台前駅発(総合体育館前 経由北里大学行)若草小学校前下車 徒歩 20 分 【鉄 道】
- · JR 相模線下溝駅下車 徒歩 25 分



<相模原市役所お問い合わせ先>

相模原市役所公園課(本庁舎本館 5 階) 〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号電話 042 (769) 8243 (直通) 042 (754) 1111 (代表) FAX 042 (759) 4395